

改正 平成 14 年 5 月 7 日訓令第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、別に定めがあるものを除くほか、筑西広域市町村圏事務組合消防職員（以下「消防職員」という。）の服装について定めるものとする。

(服装の種類等)

第 2 条 消防職員の正規の服装は、筑西広域市町村圏事務組合消防職員服制規則（平成 14 年組合規則第 3 号。以下「服制規則」という。）による。

(被服の着用)

第 3 条 正規の服装は、冬服及び夏服とし、その着用期間は、次のとおりとする。ただし、消防長は、時宜によりこれらの期間を変更することができる。

- (1) 冬服 10 月 1 日から翌年 5 月 31 日まで
- (2) 夏服 6 月 1 日から 9 月 30 日まで

第 4 条 消防職員は、次の場合には、正規の服装でなければならない。

- (1) 勤務時間中及びその他公務執行中
- (2) 上司の室に入る場合
- (3) 儀式、祭典等に参列する場合

2 前項の規定にかかわらず、室内においては、所属長が特に必要と認める場合を除くほか、帽子、手袋及び外とうは着用しないものとする。

第 5 条 前条第 1 項の規定にかかわらず、6 月 1 日から 9 月 30 日までの期間は、儀式、祭典等及び消防長が特に必要と認める場合を除くほか、ネクタイ及び手袋は着用しないものとする。

2 防寒のための外とう及び手袋は、第 3 条第 1 号に定める期間着用できるものとし、当該手袋は、白色以外のものを使用することができるものとする。

第 6 条 消防職員は、次の各種災害に出動するときは、服制規則に定められた防火衣及び活動服等を着用しなければならない。

- (1) 火災
- (2) 救助
- (3) 救急
- (4) その他の水災害

第 7 条 消防職員は、非番日に出動し、又は召集命令を受けて参集するときは、つとめて活動服とする。

第 8 条 特殊な勤務のため第 4 条の規定により難しいときは、消防長又は所属長の承認を得て、私服を着用することができる。

(貸与及び保持)

第 9 条 正規の服装に用いる貸与品は、常に清潔にし、修理を要する部分は速やかに補修し、服装の端正を図るとともに、消防職員としての品位の保持に努めなければならない。

(私服の着用)

第 10 条 消防職員は、私服を着用する場合にあっても、常に端正にするとともに、特に不体裁でないものを着用する等、その品位の保持に努めなければならない。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。